

### 1. 事業者の概要

事業主名	社会福祉法人 東京弘済園
代表者氏名	理事長 小島 紀久雄
所在地	〒181-0013 東京都三鷹市下連雀5-2-5
電話番号等	(電話) 0422-43-3319 (代表) (FAX) 0422-47-9363
設立年月日	昭和30年12月27日

### 2. 事業所の概要

事業の種類	ケアハウス (軽費老人ホーム)
施設の名称	弘陽園
所在地・連絡先	(住所) 〒181-東京都三鷹市下連雀5-2-5 (電話) 0422-43-1241 (FAX) 0422-47-9363
管理者	田中 潔
建物の構造 述べ床面積	鉄筋コンクリート造地上5階建
事業所の運営方針	施設は、法の基本理念に基づき入居者の処遇に万全を期するものとする。
利用定員	60名
居室の概要	一人部屋 60室 一人当たりの面積 22.40㎡～33.60㎡ ※居室面積は有効面積で表示
主な設備	相談室・談話室・ゲストルーム (和室) ナースコール・床暖房・エレベーター・スプリンクラー 他

### 3. 職員の配置状況 (平成21年 4月1日現在)

当事業所では、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員数
施設長 ※1	1名
介護職員	4名 (内非常勤職員3名)
栄養士	1名
調理員	3名
事務職員	1名

※1 施設長は、特定施設入居者生活介護の管理者と兼務します。

<主な職種の勤務>

職 種	勤 務 時 間
施設長・生活相談員	日 勤 9：00～17：00
介護職員	早 番 7：00～15：00
	日 勤 9：00～17：00
	遅 番 11：00～19：00
栄養士・事務職員	日 勤 9：00～17：00

※ 勤務時間は基本的なものです。

4. 当事業所が厳守すべき事項

<p>(1) 生命、身体の安全確保に努めます。</p> <p>(2) 定期的に健康診断を受ける機会を提供し、その記録を保存し、健康の保持・疾病の予防に努めます。</p> <p>(3) 利用者及びご家族の個人情報利用等に関しては、別紙「ケアハウス弘陽園個人情報取扱いに関する同意書」により当該利用者・ご家族の同意を得ます。</p> <p>(4) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p>
--

5. 当事業所が提供するサービス

(1) 基本サービス内容（利用料に含まれるもの）

種 類	内 容
食事	<p>◇ 栄養士が栄養のバランスの取れた献立を毎日3食提供します。</p> <p>◇ 原則として食堂での食事提供となります。</p> <p>◇ 身体状況に応じた治療食等の提供を行います。</p>
入浴	<p>◇ 居室の浴室にて入浴をしていただきます。個別の入浴介助は行いません。介助が必要になった場合は要介護認定を受けられ、外部のサービスまたは「特定施設入居者生活介護」をご利用いただけます。</p>
排泄	<p>◇ 介助が必要になった場合は要介護認定を受けられ、外部のサービスまたは「特定施設入居者生活介護」をご利用いただけます。</p>
身辺介助	<p>◇ 居室の清掃、居室のごみの管理等はご利用者でお願いいたします。</p> <p>◇ 介助が必要になった場合は要介護認定を受けられ、外部のサービスまたは「特定施設入居者生活介護」をご利用いただけます。</p>
健康管理	<p>◇ 定期的に健康診断を受ける機会を提供します。</p>
相談及び援助	<p>◇ 利用者及びご家族からの相談について誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</p>
レクリエーション等	<p>◇ 趣味・教養活動を行うことができます。</p> <p>◇ 季節ごとのイベント及び行事等を企画します。</p> <p>※ 実施に関する費用については自己負担が生じることがあります。</p> <p>※ 材料費は実費になります。</p>

(2) その他のサービス（別途費用のかかるもの）

通院の付き添い	◇ 利用者及びご家族の状況に応じて通院の付き添いを行います。
受診時の付き添い	◇ 利用者及びご家族の状況に応じて院内等での付き添いを行います。
外出同行援助	◇ 利用者の希望に応じて外出の同行援助を行います。
買い物代行	◇ 日常生活用品の購入代行が必要な場合には、利用者及びご家族の状況によって代行します。 ◇ 月1回業者による出張販売を行います。料金は業者に直接お支払いください。
洗濯サービス	◇ 個人での洗濯が基本ですが、業者による洗濯サービス（有料）を用意しています。
ご家族等のお食事	◇ ご家族等の追加の食事が必要な場合には、3日前までの予約によります。
理美容	◇ 毎月、訪問理美容が敷地内にてあります。ご希望の方は申し出てください。（料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます） 但し、人数に制限があるため、介護型の利用者を優先となります。
所持品の持込み	◇ 保管できるスペースに限りがございますので、最小限にお願いします。

6. 保証人

保証人について	◇ 保証人1名以上を定めていただきます。 利用者が保証人をたてられない場合は、事業所と相談のうえ第三者機関の活用などについて検討します。
保証人の義務	◇ 事業所の利用契約に関する、利用者のすべての債務の連帯保証を行っていただきます。 ◇ 利用者の利用料等の経済的な債務については、利用者と連携してその債務の履行義務を負っていただきます。 ◇ 本契約が終了する場合、保証人は利用者の身柄を引き取っていただきます。 ◇ 利用者に関する必要な諸手続きや費用の負担をしていただきます。 ◇ 利用契約終了時に利用者が生存していない場合の返戻金等の返金先銀行口座を指定していただきます。 ◇ 利用者が意思の決定が困難な場合又はその他の事由により本契約の効力が左右される時は、保証人と事業者との間で本契約に基づくサービスを利用者に対して提供することを目的とする契約を行っていただきます。 ◇ 保証人が上記義務の履行が困難になった場合には、利用者は新たな保証人を選定し、事業所に通知していただきます。

## 7. 利用料及びその他の費用

管理費	◇ 家賃相当分の費用 20年間の分割払いのみとなります。 金利の変動により料金を変更する場合があります。
事務費	◇ 施設の維持・管理費用 ◇ 施設を所管する官庁の定める基準に基づく料金です。 ◇ 施設を所管する官庁の定める基準が変われば改定されます。 ◇ 所得に応じて減免措置が適用される場合があります。
生活費	◇ 食事代、共用部分の光熱水費等にあたる費用です。 ◇ 施設を所管する官庁の定める基準に基づく料金です。 ◇ 施設を所管する官庁の定める基準が変われば改定されます。
居室で使用した光熱水費等	◇ 電気、水道、ガス（給湯）の料金 ※ 電気、水道は個別メーターにより算出します。
居室で使用した通信費	◇ 電話を利用される場合は、個別に電話会社と契約してください。 ◇ インターネットを利用される場合は、ADSL・ケーブルテレビ会社との契約が必要です。（月額約3,000円から）
利用料の支払い方法について	◇ 金融機関口座引き落とし（月末締め翌月26日に一括払い） ※金融機関はどこでもかまいません。

## 8. 苦情の受付

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し必要な措置を講じます。

当事業所の窓口	◇ 窓口担当者      フロア担当者及び生活相談員 ◇ 受付時間        9：00～17：00 ◇ 受付方法        電話      0422-43-1241 FAX      0422-47-9363  ◇ 面      接        相談室 ◇ 意    見    箱      1階自動販売機前
事業所外の窓口	社会福祉法人東京弘済園 総務部 電話番号      0422-43-3319（代）

## 9. 事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生時の対応	◇ 事故が発生した場合には、速やかにご家族、主治医等に連絡をとり、迅速に必要な措置を取ります。 ◇ 状況、処置等の記録を残し、必要に応じて区市町村へ報告します。 ◇ 対応方法については、対応マニュアルを定めており、その都度原因を解明し、再発生しないように対策を講じてゆきます。
損害賠償	◇ 事故が発生し、ご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、損害保険等の手配を行い、誠実に対応します。 ※ 施設賠償責任保険に加入しています。

## 10. 医療

<p>協力医療機関の概要及び 協力内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 協力医療機関 若林医院</li> <li>◇ 住所 〒181-0001 東京都三鷹市井の頭4-16-10</li> <li>電話 0422-43-0526</li> <li>◇ 診療科目 「内科」</li> <li>◇ 協力内容 ①定期的な往診 ②他の医療機関の紹介 ③その他</li> </ul>
<p>利用者が医療を要する場 合の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 疾病・負傷等により治療が必要となった場合には、ご利用者の意思を確認し、保証人等の同意を得て、協力医療機関、近隣の病院等の受診に協力をいたします。 ※ 医療費はご利用者の負担となります。</li> <li>◇ 入院治療を必要とする場合は、ご利用者の意思を確認し、保証人等の同意を得て、医師の判断／指示により、入院の協力をいたします。 ※ 医療費はご利用者の負担となります。</li> <li>◇ 夜間・緊急時の対応については、利用開始時に書面で確認いたします。</li> </ul>

## 11. 契約の終了・解除

<p>契約の終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 以下の場合には当施設の利用契約は自動的に終了します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者が死亡したとき。</li> <li>②やむを得ない事由により当施設を閉鎖したとき。</li> <li>③当施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。</li> </ul> </li> </ul>
<p>契約の解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ご利用者からの契約解除 契約を解除しようとするときは、1ヶ月以上前に事業者の定める「解約通知届」を事業者に提出することにより、その「解約通知届」に記載された契約解除日をもってこの契約を解除することができます。</li> <li>◇ 当事業所による契約解除 以下の事由に該当する場合等に当事業所は本契約を解除することができます。この場合、当事業所は、ご利用者・保証人様に対する説明、協議の場を設けます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用料を2ヶ月以上支払わないとき。</li> <li>②ご利用者自身または他のご利用者あるいは「当施設」の職員の身体または生命に危害を及ぼす恐れがあるとき。</li> <li>③他の利用者に対する介護に著しく悪影響をおよぼすとき。</li> <li>④24時間医療行為を要する場合など、当施設において利用者に</li> </ul> </li> </ul>

	<p>対する適切な介護サービスの提供が困難であると判断されるとき。</p> <p>⑤ご利用者が病院に入院されるなどの理由で当施設を不在にし、不在期間が3ヶ月を超えたとき。</p> <p>⑥天災、当施設の老朽化、法令の改変、その他やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小するとき。</p> <p>⑦ご利用者またはご家族が当施設または職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき。</p>
--	--

## 12. 防災設備及び非常災害対策

- ◇ 事業所の防災設備は福祉施設に対する消防の基準を満たした設備です。
- ◇ 施設は非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連帯体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知するとともに、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出、その他必要な訓練を行います。

## 13. 守秘義務に関する対策

- ◇ 事業所及び職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

## 14. サービス利用にあたっての留意事項

- ◇ 利用者は、事業所内の備品等を使用される際、必ず職員に声をかけてください。
- ◇ 感染証予防のため、来訪者は1階にて手洗いを行ってください。また、熱発、せきなどの症状がある時には、面会をご遠慮いただくか、必ずマスクを付けて下さい。
- ◇ 来訪者は、面会時には面会簿に名前、住所等を記入してください。また来訪者が宿泊する場合には、管理者の許可を得る必要があるため、職員に申し出てください。
- ◇ 館内での喫煙はご遠慮ください。
- ◇ 騒音等他の利用者の迷惑になる行為は慎んでください。
- ◇ 他の利用者への政治活動及び宗教活動等はできません。
- ◇ 主治医等からの心身の状態に関して指示を受けた場合は、お知らせください。
- ◇ 利用者またはその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。
- ◇ 事業所内での金銭及び食物などのやりとりは、ご遠慮ください。
- ◇ 職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

私は、本書面により、社会福祉法人東京弘済園からケアハウス弘陽園利用にあたっての重要事項の説明を受け、十分理解のうえ同意いたしました。

平成 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名

印

【保証人】

住 所

氏 名

印

【説明者】

住 所

東京都三鷹市下連雀5-2-5  
社会福祉法人東京弘済園  
ケアハウス 弘陽園

氏 名

印